2025年６月26日

各　　位

会　　社　　名　株式会社　**ワ　ー　ク　マ　ン**
代　表　者　名　代表取締役社長　　小濱　英之
（コード番号7564　東証スタンダード）
問　合　せ　先　取締役財務部担当　飯塚　幸孝
Ｔ　　Ｅ　　Ｌ　03-3847-7730
ホームページ　https://www.workman.co.jp/

譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分に関するお知らせ

当社は、2025年６月26日開催の取締役会において、以下のとおり、譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分（以下「本自己株式処分」といいます。）を行うことについて決議いたしましたので、お知らせいたします。

１．処分の概要

(1) 割当日又は払込期日	2025年７月25日
(2) 処分する株式の種類及び数	当社普通株式　3,127株
(3) 処分価額	１株につき5,930円（注１）
(4) 処分総額	18,543,110円（注２）
(5) 割当予定先	取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）４名　2,194株 執行役員２名　338株 役員待遇の従業員７名　595株

（注１） 本自己株式処分は、取締役に対しては取締役の報酬等として金銭の払込み又は現物出資財産の給付を要せずに当社の普通株式を処分する方法により行い、執行役員及び役員待遇の従業員に対しては当社から支給する金銭債権を現物出資させて当社の普通株式を処分する方法により行います。前者の処分価額は本自己株式処分に係る当社普通株式の公正な評価額、後者の処分価額は会社法上の払込金額であり、いずれも2025年６月25日（取締役会決議日の前営業日）の東京証券取引所における当社の普通株式の終値である5,930円です。

（注２） 処分総額は、本自己株式処分に係る当社普通株式の公正な評価額の総額及び会社法上の払込金額の総額の合計額です。

２．処分の目的及び理由

当社は、2025年５月12日開催の取締役会において、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、当社の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除きます。以下同じです。）を対象とする新たな報酬制度として、譲渡制限付株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）を導入することを決議いたしました。

また、2025年６月26日開催の第44回定時株主総会において、①本制度に基づき、取締役に対して報酬等として譲渡制限付株式を付与すること、又は、譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給することとし、その譲渡制限期間は、当該株式の交付日から当該取締役が当社の取締役その他当社取締役会で定める地位を退任又は退職する日までの期間とすること、②譲渡制限付株式の付与は、取締役の報酬等として金銭の払込み等を要せず当社の普通株式の発行若しくは処分を行う方法、又は、取締役に対して支給された金銭報酬債権の全部の現物出資と引換えに当社の普通株式の発行若しくは処分を行う方法のいずれかにて行うこと、③本制度に基づき支給される報酬総額は、既存の金銭報酬枠とは別枠で年額50百万円以内とし、本

制度により発行又は処分される当社の普通株式の総数は年間１万株以内とすること等につきご承認をいただいております。

また、当社は、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、当社の執行役員及び一部従業員にも譲渡制限付株式を付与することといたしました。

本日開催の取締役会において、当社の取締役４名、執行役員２名及び役員待遇の従業員７名（以下、あわせて「対象者」といいます。）に対し、本制度の目的、各対象者の職責の範囲その他諸般の事情を勘案し、当社の普通株式 3,127 株を処分することを決議いたしました。本自己株式処分により処分される株式数の発行済株式総数（2025 年３月 31 日時点）に占める割合は 0.004%とその希薄化率は軽微であり、本制度の目的等に照らして合理的であると考えております。なお、対象者のうち執行役員及び役員待遇の従業員に対しては、本自己株式処分の現物出資財産とするため、金銭債権合計 5,532,690 円を支給いたします。

＜譲渡制限付株式割当契約の概要＞

本自己株式処分に伴い、当社と対象者は個別に譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」といいます。）を締結いたしますが、その概要は以下のとおりです。

（１）譲渡制限期間

対象者は、2025 年７月 25 日（割当日又は払込期日）から当社の取締役、執行役員、従業員その他の役職員のいずれも退任又は退職する日（当該日より株式の割当てを受けた日の属する事業年度に係る当社の半期報告書が提出された直後の時点が遅い場合には、当該時点）までの間、本割当契約に基づき割当てを受けた当社の普通株式（以下「本割当株式」という。）について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない。

（２）譲渡制限の解除条件

対象者が、割当日又は払込期日の直前の当社定時株主総会の日から翌年に開催される当社定時株主総会の日までの間（以下「本役務提供期間」という。）、継続して、当社の取締役、執行役員、従業員その他の役職員の地位にあることを条件として、譲渡制限期間が満了した時点において、本割当株式の全部につき、譲渡制限を解除する。ただし、対象者が本役務提供期間中に、死亡その他当社の取締役会が正当と認める理由により上記の地位のいずれも退任又は退職した場合、当該退任又は退職した日の翌日をもって、本役務提供期間開始日を含む月の翌月から当該退任日を含む月までの月数を 12 で除した数に、本割当株式の数を乗じた数（ただし、計算の結果、１株未満の端数が生ずる場合には、これを切り捨てる。）の本割当株式につき、譲渡制限を解除する。

（３）当社による無償取得

当社は、譲渡制限期間の満了時において、上記（２）の定めに基づき譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

（４）株式の管理

本割当株式は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、譲渡制限期間中は、対象者が大和証券株式会社に開設した譲渡制限付株式の専用口座において管理される。

（５）組織再編等における取扱い

譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要しない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、本役務提供期間開始日を含む月の翌月から組織再編等承認日を含む月までの月数を 12 で除した数（ただし、計算の結果、１を超える場合には１とする。）に、当該時点において保有する本割当株式数を乗じた数（ただし、計算の結果、１株未満の端数が生ずる場合には、これを切り捨てる。）の本割当株式につき、組織再編等効力発生日の前営業日の直前時をもって、これに係る譲渡制限を解除する。

３．払込金額の算定根拠及びその具体的内容

本自己株式処分のうち執行役員及び役員待遇の従業員を割当予定先とする分は、当該執行役員又は役員待遇の従業員に支給された金銭債権を出資財産として行われるものであり、その払込金額は、恣意性を排除した価額とするため、2025年６月25日（取締役会決議日の前営業日）の東京証券取引所における当社の普通株式の終値である5,930円としております。これは、取締役会決議日直前の市場株価であり、直近の株価に依拠できないことを示す特段の事情のない状況においては、当社の企業価値を適切に反映した合理的なものであって、執行役員及び役員待遇の従業員にとって特に有利な価額には該当しないと考えております。

以上